平成25年7月5日滋賀県条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定に基づき、 県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

- 第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員 の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。
- 2 委員は、執行機関(別表第3項の表に掲げる附属機関にあっては、知事)が任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (専門委員等)
- **第3条** 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

**第4条** 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または 教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

 $2\sim5$  略

#### 別表 (第2条関係)

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	
滋賀県農業・水	知事の諮問に応じて農業また	15 人以内	(1)学識経験を有する	当該諮問に	
産業基本計画	は水産業に関する基本的な計	者		係る調査審	
審議会	画の策定および変更について		(2)その他知事が適当	議が終了す	
	調査審議すること。		と認める者	るまでの期	
				間	

## 資料2

# 滋賀県農業・水産業基本計画審議会の委員名簿

五十音順(敬称略)

	氏名	21 日順 (現初端) 役職
1	************************************	龍谷大学 農学部 教授
2	大平 健太郎	あいとうマーガレットステーション 館長
3	<sup>おくむら</sup> しげる <b>奥村 繁</b>	滋賀県漁業協同組合連合会 副会長 沖島漁業協同組合 組合長
4	きたい かおり 北井 香	公募委員
5	USING かずお 白石 一夫	  生活協同組合 コープしが理事長 
6	たけかわ ともこ 竹川 智子	株式会社フラン 代表取締役
7	with the the thing the things and the things are the things and the things are t	大吉牧場 代表
8	成田 奈穂美	有限会社成田牧場
9	<sup>ひらやま</sup> なおこ 平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 准教授
10	<sub>ひろバ</sub> しげつぐ <b>廣部 重嗣</b>	滋賀県指導農業士会 会長
11	<sup>みたむら</sup> みぇ 三田村 美江	日本農武士 代表
12	ty type 森 香子	琵琶湖汽船株式会社 船舶事業本部 船舶営業部 船舶企画課 課長
13	ですい あさみ 安居 麻美	愛西土地改良区 総務課 課長
14	やまだ たもつ 山田 保	滋賀県農業協同組合中央会 代表理事専務
15	ゅのくち じゅんや <b>湯ノロ 絢也</b>	グリーン・ファーム湯ノ口

【任期:名簿No.1~No.13, No.15 令和6年6月25日~令和8年3月31日/名簿No.14 令和6年7月3日~令和8年3月31日】

平成25年7月5日滋賀県規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第 号)第5条の規定に基づき、滋賀県農業・水産業基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

- 第2条 審議会に、会長および副会長1人を置く。
- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (臨時委員)
- 第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任される ものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (会議)
- 第4条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果また は経過を会長に報告しなければならない。
- 6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とある のは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

**第6条** 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農政水産部農政課において処理する。

(委任)

付 則

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

この規則は、公布の日から施行する。

#### 滋賀県農業・水産業基本計画審議会における会議の公開方針

平成26年12月3日 滋賀県農業・水産業基本計画審議会

#### 第1 趣 旨

この方針は、滋賀県農業・水産業基本計画審議会(以下「審議会」という。)における会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 審議会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、会長が審議会に諮って会議を非公開とすることができる。
- (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

#### 第3 会議の開催の周知

審議会は、公開の会議を開催する場合(議題の一部について公開する場合を含む。)は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで(緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで)に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 審議会の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題(会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする部分の議題および非公開とする 理由を含む。)
- オ 傍聴者の定員
- カ 傍聴の手続
- キ 議事録等の公表の時期および方法
- ク 問い合わせ先

#### 第4 公開の方法等

審議会の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

#### 1 会議の傍聴

(1)会議の傍聴については、傍聴希望者(報道関係者を除く。)の内から会長が傍聴を許可する。 なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

(2) 傍聴の定員は、10名とする。

ただし、会場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3)会議の一部を非公開とする場合、会長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (4) 傍聴者は、会議の都度定員に達するまで先着順により決定する。
- (5) 会長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

#### 2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録を作成し、原則として1ヶ月以内に会議資料とともに県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項について公開しないこととする ことができる。

#### 第5 その他

本方針に定めのない事項は会長が審議会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

【参考:滋賀県情報公開条例第6条】

(公文書の公開義務)

- 第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報 (以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、 当該公文書を公開しなければならない。
  - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、 または公にすることが予定されている情報
    - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
    - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する 国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定 独立行政法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報 の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等を いう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に 規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合にお いて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等 の職および当該職務遂行の内容に係る部分
  - (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
    - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益 を害するおそれがあるもの
    - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
  - (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
  - (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報
  - (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
  - (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う 事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該 事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるも の
    - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ または違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
    - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体ま たは地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
    - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
    - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
    - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

# 傍 聴 要 領

平成26年12月3日 滋賀県農業・水産業基本計画審議会

滋賀県農業・水産業基本計画審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

#### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県農業・水産業基本計画審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

#### 2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと
- (2) 飲食、(喫煙) 等をしないこと
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (4) その他会場の秩序を乱すなど、会議の支障となる行為をしないこと
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること

#### 3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

#### 4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

## 次期「滋賀県農業・水産業基本計画」の策定について

#### 1 趣旨

県では現在、令和3年10月に策定した「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき2030年 を見据え、農業・水産業の振興に取り組んでいる。

現計画は令和7年度で計画期間の終期を迎えるため、現計画の施策評価の結果や、生産者をはじめとする多様な主体の声、近年の農業・水産業を取り巻く環境の変化、国の食料・農業・農村基本法の見直し状況を踏まえ、次期「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定する。

#### 2 次期計画の基本的な枠組の考え方

#### (1)計画期間

令和8年度(2026年度)~令和12年度(2030年度)までの5年間とする。

#### (2)計画の性格

「滋賀県基本構想」を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画として位置づけ、 本県農政の総合的な推進の指針とする。

#### (3) 策定主体

審議会答申、市町・関係団体の意見、県民政策コメントなどを踏まえて県が策定する。

#### 3 検討の進め方

## (1) 滋賀県農業・水産業基本計画審議会での調査審議

- ・附属機関設置条例に基づき、知事の諮問に応じて「農業または水産業に関する基本的な計画の策定および変更」について調査審議。任期は当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間。
- ・知事の諮問(令和6年7月25日)後、5回程度の審議を経て答申。
- ・委員は15名

#### (審議予定)

第1回(R6.7月25日) 「とりまとめの方向(現状・課題)」について

第2回(R6.10月予定) (骨子素案) について

第3回(R6.12月予定) (骨子案) について

第4回(R7.4月予定) (計画素案) について

第5回(R7.6月予定) (計画原案) について

答 申

## (2)県民、市町等から意見の反映

- ·地域別意見交換会各地域(6地域)
- 関係機関意見交換会
- ・生産者・飲食事業者・消費者向けアンケート調査
- ・県内農業系高等学校向けアンケート調査
- ・県立農業大学校向けアンケート調査
- ・滋賀県民政策コメントの実施

#### 4 スケジュール

部内に設置する策定チーム、各課からの意見徴収、部内課長会議、県政経営会議で検討し案をとりまとめた上で、審議会ならびに常任委員会に諮る。

## 令和5年度

11月 部内策定チーム設置

1~3月 審議会委員選考

12月~3月 策定チームにおいて、「農業・水産業のあるべき姿の検討」、「現状と課題の把

握にむけた社会情勢の変化および調査」等を実施

令和6年度

5月 県内6地域での市町・生産者等と現状と課題について意見交換会等

7月 第1回審議会(「とりまとめの方向(現状・課題)」)

 10月
 常任委員会、第2回審議会(骨子素案)

 12月
 常任委員会、第3回審議会(骨子案)

1月~3月 県内6地域での市町・生産者等と骨子案について意見交換会等

意見交換結果等を踏まえて、部内で計画素案の検討

令和7年度

3月

4月 第4回審議会(計画素案)、常任委員会

6月 第5回審議会(計画原案)、答申、常任委員会

10月 県民政策コメント

11月 議会への策定状況報告

策定・公表

2月 県議会に提案

## 滋賀県農業・水産業基本計画の進行管理について

### 1 計画の性格、計画期間

滋賀の農業および水産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、中期的な施策の展開方向を示す 農業・水産業部門の基本計画として、県議会の議決を経て、令和3年(2021年)10月に策定。 計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間。

### 2 計画内容、進行管理

### (1) 計画内容

基本理念「県民みんなで創る 滋賀の『食と農』を通じた『幸せ』」を念頭に置き、10 年後の目指す姿を実現するため、次の4つの視点から施策を展開する。

【共通視点 人】 農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する

【 視点 経済 】 経済活動としての農業・水産業の競争力を高める

【 視点 社会 】 豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ

【 視点 環境 】 琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する

### (2) 進行管理

具体的な数値目標の達成状況把握や施策評価等を通じて進捗状況を毎年度把握し、その結果を今後の施策展開等に的確に反映する。数値目標は、42 項目の成果指標を設定し、各指標の進捗状況について評価を示す。

#### 3 令和4年度末の進捗状況

成果指標の評価は、年次目標の達成率に応じてA~Eの5段階とし、達成率が80%に達していれば概ね順調(A評価)とする。令和4年度の結果は下表のとおりとなった。

#### 進捗状況の概要

評価	А	В	С	D	E	集計中	計
項目数	28	6	1	1	4	2	42
割合	67%	14%	2%	2%	10%	5%	100%

#### ○達成率の計算方法

目標が策定時より数値の増加を目指すもの (実績-現状値)/(目標-現状値)×100 目標が策定時より数値の減少を目指すもの (基準値-実績)/(基準値-目標)×100 ※No19、No38 については、達成率=(実績値/目標値)×100 としている

#### ○達成率に応じた5段階評価

A評価:達成率 80%以上

B評価:達成率 80%未満~60%以上 C評価:達成率 60%未満~40%以上 D評価:達成率 40%未満~20%以上

E評価:達成率 20%未満

## 4 成果指標の進捗状況一覧

			成果指標	単位	現状値	目標値	R4	年度	評価			
	Ι_			714	(R元年度)	(R7年度)	目標値	実績値	μη			
	[]	【人・1】新規就農者・新規漁業就業者等を確保する										
		1	新規就農者数 【経済・1に再掲】	人	累計404 (H28~)	累計575 (R3~)	115 (累計230)	90 (累計198)	Α			
		2	農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校生・大学生の人数 【人・2に再掲】	人	289	400	400	622	Α			
		3	農業委員に占める女性の割合 【経済・1に再掲】	%	13.2	30	17.0	15.7	В			
		4	新規漁業就業者数 【経済・1に再掲】	人	累計9 (H28~)	累計10 (R3~)	累計4 (R3~)	累計4 (R3~)	Α			
	[,	人•2										
共		2	農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校生・大学生の人数 【人・1から再掲】	人	289	400	400	430	А			
通視		5	学校給食での湖魚の年間使用回数	回	7.2	10	8.2	8.3	Α			
点		6	滋賀の食材を発信するSNSサイトのフォロワー数	人	累計 3,993	累計 10,000	累計 7,500	累計 6,923	Α			
人		28	棚田ボランティアの年間参加延べ人数 【社会・2から再掲】	人	199	490	320	342	Α			
_		7	琵琶湖の水産物を食べた人の割合	%	73	85	77	77	Α			
	[,	人・3]県産農畜水産物を積極的に取り扱う食品関連事業者を増やす										
		8	「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者数(生産者を除く)	事業者	累計 982	累計 1,250	累計 1,100	累計 1,101	Α			
		9	琵琶湖八珍マイスター登録件数 【経済・5に再掲】	店舗	累計 235	累計 300	累計 267	累計 260	В			
	[,											
		10	しがの農×福ネットワーク会員数	者	累計 22	累計 100	累計 70	累計 62	А			
		11	農業と福祉の連携による新たな取組件数	件	累計 20	累計 100	累計 70	累計 76	Α			
	[á	【経済・1】農業・水産業をより魅力ある職業にする										
		1	新規就農者数 【人・1から再掲】	人	累計404 (H28~)	累計575 (R3~)	115 (累計230)	90 (累計198)	А			
		12	新規就農者の3年後の定着率(直近3年平均)	%	79 (H29~R1)	83 (R5~7)	80 (R2~4)	82 (R2~4)	Α			
		3	農業委員に占める女性の割合 【人・1から再掲】	%	13.2	30	17.0	15.7	В			
		27	農地集積を目標としたほ場整備(面工事)に新たに着手する面積 【社会・1から再掲】	ha	累計 192	累計 516	累計 294	累計 270	В			
		13	国際水準GAPの認証取得数	件	累計 21	累計 40	累計 31	累計 34	Α			
		4	新規漁業就業者数 【人・1から再掲】	人	累計9 (H28~)	累計10 (R3~)	累計4 (R3~)	累計4 (R3~)	А			
視点	(á	経済・	- 2】需要の変化への確かな対応と新たな需要の開拓や販路拡大に向け、農地・	農業技	 術等をフル活	用する						
_		14	園芸特産品目の産出額(野菜・果樹・花き・茶)	億円	133	165 (R6)	159 (R3)	128 (R3)	Е			
経済		15	全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア(直近3年平均)	%	2.10 (H28~30)	2.19 (R4~6)	2.16	2.14	В			
_		16	新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に適応する水稲新品種の育成数 【環境・3に再掲】	品種	0	1	1	1	А			
		17	麦の単収(4麦)	kg/10a	332	360	360	374	А			
		18	大豆の単収	kg/10a	117	200	160	153	А			
		19	食味ランキングでの「特A」取得品種数 (コシヒカリ、みずかがみ)	品種	2	2	2	0	Е			
	[ f	【経済・3】近江牛をはじめとした畜産物を持続可能な形で安定生産する										
		20	和牛子牛の生産頭数	頭	1,501	1,960	1,695	1,598	С			
		21	家畜ふん堆肥の耕種農家の年間利用量 【環境・1に再掲】	チトン	79	85	82	集計中	集計中			
	_	I		1	l	l						

# 資料8

							L					
	成果指標			単位	現状値	目標値	R4:	年度	評価			
	T.,				(R元年度)	(R7年度)	目標値	実績値				
	[ ]	経済• <i>•</i>	4]儲かる漁業を実現し、琵琶湖漁業を継続する	I	T	000		<b>(FO</b>				
妇		22	琵琶湖の漁獲量  (外来魚除く)	トン	811	900 (R6)	900	670 (R3)	E			
視点	[á	経済・	経済・5】近江米、近江牛、近江の野菜、近江の茶、湖魚などの「滋賀の幸」のブランド力を高め、消費を拡大する									
		23	「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数 (首都圏)	店舗	累計 107	累計 135	累計 120	累計 120	Α			
経済		24	オーガニック農業 (水稲)取組面積	ha	133	345	300	283	Α			
_		25	近江牛の飼養頭数	頭	14,411	16,300	15,500	15,971 (速報値)	Α			
		9	琵琶湖八珍マイスター登録件数 【人・3から再掲】	店舗	累計 235	累計 300	累計 267	累計 260	В			
	[i	社会・	1】農業水利施設や農地などの農業生産の基礎的な資源を次世代に引き継ぐ									
		26	農業水利施設の保全更新により用水の安定供給を確保する農地面積	ha	累計 18,520	累計 36,697	累計 29,818	累計 28,354	Α			
視		27	農地集積を目標としたほ場整備(面工事)に新たに着手する面積 【経済・1に再掲】	ha	累計 192	累計 516	累計 294	累計 270	В			
点	[i	【社会・2】集落の力と多様な主体との連携・協働により農山漁村の持つ多面的価値を次世代に引き継ぐ										
¬ +		28	棚田ボランティアの年間参加延べ人数 【人・2に再掲】	人	199	490	320	342	Α			
社会		29	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策での広域化組織による取組面積割合	%	44	60	45	45	Α			
_		30	農山村の活性化に向けた多様な主体との協働活動実施地区数	地区	累計 8	累計 33	累計 21	累計 19	А			
		31	主な野生獣による農作物被害金額 [環境・1に再掲]	百万円	111	100以下	100以下	45	Α			
		32	ふなずし講習会参加者数	人	686	850	760	918	Α			
	[]	【環境・1】農業の営みと琵琶湖を中心とする環境の保全を両立する										
		33	環境こだわり米の作付面積割合	%	44	50	45.5	45	В			
		34	水稲栽培におけるプラスチックを利用しない緩効性肥料の施用面積	ha	800	2,000	1,400	1,703	Α			
		21	家畜ふん堆肥の耕種農家の年間利用量 【経済・3から再掲】	千ト ン	79	85	82	集計中	集計中			
		35	循環かんがい施設の排水集水農地面積および水管理施設の更新整備を実施 した受益農地面積	ha	累計 1,770	累計 2,980	累計 2,240	累計 2,130	В			
		31	主な野生獣による農作物被害金額  【社会・2から再掲】	百万円	111	100以下	100以下	42	Α			
視	[3	【環境・2】琵琶湖を中心とする環境の保全再生を進め、健全な循環のもと水産資源を回復させる										
点		36	冬季ニゴロブナ当歳魚資源尾数	万尾	308	700	700	416	D			
環		37	外来魚生息量	トン	432 (H30年度末)	300 (R7末)	364 (R4末)	集計中	集計中			
境	[3	環境・	3】気候変動による自然災害等のリスクに対応する									
		38	滋賀県産米(うるち玄米)の1等米比率	%	55.7	全国平均 (73.0)以上	全国平均 (78.5)以上	65.1	А			
		16	新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に適応する水稲新品種の育成数 【経済・2から再掲】	品種	0	1	1	1	А			
		39	特定家畜伝染病の発生件数	件	発生なし	発生なし	発生なし	2	Е			
		40	9月生まれのアユ仔魚の最低必要数	億尾	49.2	27	27	73.3	Α			
		41	洪水調節機能強化に向けた取組を実施する農業用ダム数	ダム	0	4	4	4	Α			
		42	防災重点ため池に係る劣化・地震・豪雨評価の実施割合	%	23	90	75	76	А			